

# 関釜裁判ニュース

1998年5月10日発行

100円

第24号

釜山「従軍慰安婦」  
女子勤労挺身隊  
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う  
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十二月二五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の国会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求め、国を相手に提起した裁判である。

## 「慰安婦」問題に画期的判決！

花房俊雄

告七人は全員控訴した。

四月二七日、関釜裁判の判決があった。日本国の法的責任を明確に認定し、立法不作為に対し元「慰安婦」原告三人に三〇万円 of 賠償を命じた。また被害そのものへの賠償は早急なる立法解決を命じたに等しい判決である。「裁判の結果を見てから考えたい」と「慰安婦」への立法責任を回避して来た日本政府に、司法府が明快な回答を下した画期的な判決といえよう。下稲葉法務大臣は「下関の裁判官は果たして法律をご存じなのか」と今後続く「慰安婦」裁判への波及を恐れ牽制に躍起である。

一方女子勤労挺身隊原告への請求は全部棄却された。五月一日女子勤労挺身隊原

ところで今回の判決ほどその評価を巡って当惑が広がっているのも珍しい。当日私たち支援者と原告たちとの判決を巡っての喜びと怒り、評価と落胆の落差がテレビや新聞報道で全国に流されたのもその原因のひとつである。その夜から翌日にかけて判決の評価を巡って、私の家の電話に国内はもとより、韓国大使館、韓国の新聞各社から電話が殺到する事態となった。

新聞報道を読んで送られてくる各種団体の声明や感想文に、内容、金額の意味に一部誤解があり、判決への不当に低い評価や

戸惑いが広がっているので、判決文に沿って私なりの評価と今後の課題を整理してみよう。



山口地裁下関支部にて

◆三〇万の賠償額を巡って

《裁判所は三〇万円の立法不作為に基づく慰謝料だけ認めて、被害そのものへの賠償を認めてない。原告が要求した一人一億一千万円の賠償に比べて不当に低すぎる》との誤解がある。判決直後原告たちもこのように誤解し、朴頭理さんは「(国民基金)の五百万円だって拒否しているのに、三〇万円の同情金なんていらぬ。私は乞食じゃない」、李順徳さんは「女として七年間、犬のように扱われて三〇万円とはばかにするな。冗談じゃない」との怒りの発言がそのまま新聞報道で流されたことも影響している。

判決文は、立法不作為による原告たちへの精神的損害に対して「将来の立法により損害回復がなされることを考慮して、各金三〇万円を算定するのが相当である」と書いている。「慰安婦」制度による被害の賠償は別に立法でなす、としているのである。

◆立法解決への評価をめぐって

次に評価の別れる点は、「将来の立法により損害回復がなされることを考慮して」との文言の取り方である。一方で、判決は

被害への賠償額を明示して救済を行わないで、将来いつ行われるか知れない立法解決にゆだねた消極的なものとの評価がある。他方では、原告だけではなく「慰安婦」被害者すべてに立法による損害賠償を命じた画期的な判決との評価がある。判決文をていねいに追って、裁判官の意図を探ってみよう。

まず「立法不作為による国家賠償請求について」

①国会議員の立法（又は立法不作為）が国家賠償法上違法となる最高裁判決の「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うとき、容易に想像しがたいような例外的な場合」に限定しているのに異を唱え、「立法不作為に関する限り、これが日本国憲法秩序の根幹的価値に関わる基本的人権の侵害をもたらしている場合にも例外的に国家賠償法上の違法をいうことができる」、「立法不作為にこそ違法と認める余地を広げる必要がある」として、多数決原理の議会制民主主義で排除されがちなマイノリティや外国人の人権救済に画期的判断をしている。

②「従軍慰安婦」制度が徹底した女性差別、民族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであって、しかも決して過去の問題ではなく、現在においても克服すべき根源的人権問題である」

「従軍慰安婦制度は、その当時においても、婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約（一九二一年）や強制労働に関する条約（一九三〇年）上違法の疑いが強い存在であった」ばかりか「二〇世紀半ばの文明水準に照らしても、極めて反人道的かつ醜悪な行為であった」と結論づけている。

③被害は「慰安婦とされた多くの女性のその後の人生までも変え、第二次大戦終結後も尚屈辱の半生を余儀なくさせたものであって、日本国憲法制定後五〇年を経た今日まで同女らを際限のない苦しみに陥れている」とし、このような場合「先行法益侵害に基づくその後の保護義務を右法益侵害者に課すべきことが一般に許されている」として戦後補償をすべきであったとしている。

④遅くとも一九九三年河野官房長官談話がだされて、国会議員は「従軍慰安婦」

が重大な人権侵害であることを認識できた。これに加えるに、ドイツ、アメリカ、カナダにおいて「第二時大戦中の各国の行為によつて犠牲を被つた外国人に対する謝罪と救済のための立法等がなされた事実もまた明らかになつており」と国際的潮流から見ても立法化が要請されていたことを明言している。

⑤河野官房長官談話後の早い時期に賠償立法をなすべき義務があつたのに、「三年を経過した平成八年八月末には、右立法をなすべき合理的期間を経過したといえるから、当該立法不作為が国家賠償法上も違法となつたと認められる。」として国会議員の過失に言及している。

以上の裁判官の論理からすると、判決は原告たち植民地の「慰安婦」被害者のみならず、占領下の「慰安婦」被害者たちも含むすべての被害者に立法で解決を命じたに等しい内容である。また遅くとも一九九六年八月までに解決すべきであつたのに立法が遅れていることへのペナルティと三〇万円は見なすこともでき、ただちに立法化に取り組むことを命じたに等しい判決である。これまでの国家賠償を求める戦後補償

裁判は、明治憲法下での被害への「国家無答責」と国家賠償法の「不遑及」の原則の前に敗退してきた。今回の判決はこの壁をこじ開けて、「慰安婦」被害者をなんとしても救済したいとの裁判官たちの使命感すら感じさせる画期的判決といえるだろう。

#### ◆公式謝罪の棄却について

しかしながら判決が謝罪の必要を認めなかったのは不当である。「いかなる方法による謝罪をするかについては、これこそ政治部門の独自の判断により決すべき事項であつて司法裁判所の介入できるところではない」と謝罪そのものを必ずしも否定してはいないが、判断を政府や国会に預けている。判決は被害回復の必要性を認めながら、公式謝罪こそが被告日本国の罪を自らの罪のごとく扱われて来た性的被害者である原告たちの尊厳の回復につながることに、深い認識を欠いているように思われる。もつとも「国会と国連総会での公式謝罪」と原告側の謝罪の方法が抽象的で、かつてかすぎたのに裁判官たちが戸惑つたのかも知れない。

◆元「従軍慰安婦」原告に関して、原告たちの証言も「信憑性あり」と認定されて、藤岡信勝たちの「慰安婦」証言は信用できない論を吹き飛ばした。李順徳さんの、法廷での二度にわたる失神を乗り越えて語られた壮絶な証言は裁判官の胸に深く刻まれたのであろう。

「従軍慰安婦」に関して画期的判決がなされたのは、多くの人が指摘の通り、被害者を先頭にした国際的な運動と関心の高まりの影響である。また下関の地での国家賠償裁判を選択した弁護士たちの英断がある。

#### ◆今後の課題

この判決を今後の立法化運動に最大限活かしていきたい。現在取り組みが始まつている真相究明の立法化運動も、公式謝罪と賠償を全面に押し出して行くことを再検討する余地がありそうだ。

それに反して、「挺身隊原告らの被つたその被害の性質と程度は、慰安婦原告らに比べると、やはり相違があり」との認識にたつて請求棄却された。この判決に原告たち

が激しい怒りを爆発させたのをマスコミ報道でご覧になったとおもう。この結果は、女子勤労挺身隊に関する真相究明の遅れと関心があまりにも小さいことの反映がもたらしたのであろう。私たちの力のなさを振り返って、原告たちに申し訳なく思う。原告たちの怒りと失意を私たちは深く胸に刻んで高裁での戦いに望みたい。

女子勤労挺身隊の被害の深刻さは多種多様である。親元を遠く離れて心細い少女が、栄養不足と昼間の重労働の後、米軍機の空襲から逃げ惑う恐怖が続く中で、神経をひどく痛めて、その後遺症に苦しんでいる原告がいる。阪神大震災がもたらした子供たちのトラウマの深刻さが最近理解されるようになった。空襲のトラウマのため原告たちの友達で、帰国後自殺した少女が何人かいるという。原告の朴らじさんは空襲によるひどい不眠症に生涯苦しんでいる。

そのうえ、皇民化教育の下で優等生であった少女が「愛国」を信じて「志願」した結果だまされたにも関わらず、民族的なアイデンティティの回復を図り得ず、自らの被った被害を十分に対象化し得てない事態は一層深刻である。

こうした点をもっと掘り下げて、精神的被害の実態を伝えないと、「従軍慰安婦」との安易な比較を許してしまう恐れがある。

関心の低さという点では、韓国で挺身隊Ⅱ「従軍慰安婦」と見なされて、元女子勤労挺身隊員が声を上げづらい環境が問題である。そのことが真相究明と世論化の大きな障害になっている。挺身隊問題対策協議会にも多くの元女子勤労挺身隊員が申告しているが取り上げられてない。今後韓国の運動体やマスコミとの連携を深めて、真相究明と世論化を図って行かねばならない。もちろん日本における資料の公開、とりわけ総督府下の女子勤労挺身隊送り出しの解明が問われている。また日本の女子勤労挺身隊の実態解明とその比較も必要であろう。

こうした課題に、現在行われている女子勤労挺身隊裁判の富山、静岡、そして5月に提訴される名古屋の支援者たちとも手を結んで取り組んでいきたい。



朴頭理さん



入廷する原告たち

山口地裁下関支部(二十七日)に言い渡された「開議裁判」の判決要旨は次の通り。

一 本件は、従軍慰安婦、朝鮮人女子勤労挺身隊(以下「隊員」とする)の原告らが、帝國日本の侵略戦争と旧朝鮮に対する植民地支配によって被ったとする被害につき、戦後補償の一環として、被告国に対し、国会及び国連総会における公式謝罪と損害賠償を求めた事案である。

二 原告らが請求の根拠として主張したのは、ほほ次のような内容である。

1 「道義的国家たるべき義務」に基いて責任

カイロ宣言、ポツダム宣言、日本国憲法前文及び九条は、被告国に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的内容とする「道義的国家たるべき義務」を負わせているから、国家賠償法の類推適用により、公式謝罪と損害賠償を求めらる。

2 明治憲法三十七条に基いて損失補償責任(略)

3 立法不作为による国家賠償責任

憲法前文、九条、一四条、一七条、二九条、四〇条及び九八条二項を総合すれば、憲法が被告国会議員に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する戦後賠償ないし補償を行う立法義務を課していることは明らかである。

原告らの論を辿ると、二十年を経た今日まで憲法に立法をしないまま放置してきたから、国家賠償法により、公式謝罪と損害賠償を求めらる。

4 「挺身勤労契約」の債務不履行に基いて損害賠償責任(略)

5 不法行為による国家賠償責任

前記の「道義的国家たるべき義務」の具体的内容として、被告政府には、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する補償立法案を作成し、また、その前提となる法的責任を承認して事実調査を怠ることから憲法上要求されていたのに、政府高官は、被告の責任を終始否定したり、調査を怠らないうまま従軍慰安婦制度への国家の関与を否定して、また、永野元法務大臣が、「慰安婦は当時の公娼(こうしゅ)として」と発言して「道義的国家たるべき義務」に違反したから、国家賠償法による公式謝罪と損害賠償を求めらる。その上、永野元法務大臣の発言により、慰安婦原告らの名譽が著しく侵害されたから、国家賠償法により、これによる損害賠償を求めらる。

三 当裁判所の判断は、次の通りである。

1 「道義的国家たるべき義務」に基いて責任について

原告らの論を辿ると、二十年を経た今日まで憲法に立法をしないまま放置してきたから、国家賠償法により、公式謝罪と損害賠償を求めらる。

4 「挺身勤労契約」の債務不履行に基いて損害賠償責任(略)

5 不法行為による国家賠償責任

前記の「道義的国家たるべき義務」の具体的内容として、被告政府には、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する補償立法案を作成し、また、その前提となる法的責任を承認して事実調査を怠ることから憲法上要求されていたのに、政府高官は、被告の責任を終始否定したり、調査を怠らないうまま従軍慰安婦制度への国家の関与を否定して、また、永野元法務大臣が、「慰安婦は当時の公娼(こうしゅ)として」と発言して「道義的国家たるべき義務」に違反したから、国家賠償法による公式謝罪と損害賠償を求めらる。その上、永野元法務大臣の発言により、慰安婦原告らの名譽が著しく侵害されたから、国家賠償法により、これによる損害賠償を求めらる。

三 当裁判所の判断は、次の通りである。

1 「道義的国家たるべき義務」に基いて責任について

原告らの論を辿ると、二十年を経た今日まで憲法に立法をしないまま放置してきたから、国家賠償法により、公式謝罪と損害賠償を求めらる。

4 「挺身勤労契約」の債務不履行に基いて損害賠償責任(略)

5 不法行為による国家賠償責任

前記の「道義的国家たるべき義務」の具体的内容として、被告政府には、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する補償立法案を作成し、また、その前提となる法的責任を承認して事実調査を怠ることから憲法上要求されていたのに、政府高官は、被告の責任を終始否定したり、調査を怠らないうまま従軍慰安婦制度への国家の関与を否定して、また、永野元法務大臣が、「慰安婦は当時の公娼(こうしゅ)として」と発言して「道義的国家たるべき義務」に違反したから、国家賠償法による公式謝罪と損害賠償を求めらる。その上、永野元法務大臣の発言により、慰安婦原告らの名譽が著しく侵害されたから、国家賠償法により、これによる損害賠償を求めらる。

三 当裁判所の判断は、次の通りである。

1 「道義的国家たるべき義務」に基いて責任について

原告らの論を辿ると、二十年を経た今日まで憲法に立法をしないまま放置してきたから、国家賠償法により、公式謝罪と損害賠償を求めらる。

## 判決の要旨

2 明治憲法三十七条に基いて損失補償責任について(略)

3 立法不作为による国家賠償責任について

一般に、国会がいつ、いかなる立法をすべきか、あるいは立法をしないかの判断は、国会の広範な裁量のもとであり、その統制も選挙を含めた政治過程においてなされるべきであるから、国会議員の立法行為は、例外的な場合でなければ、国家賠償法上違法の評価を受けなからず、立法不作为に関する限り、これが憲法の根幹の価値にかかわる基本的人権の侵害をもちたらしめている場合以外、例外的な場合として国家賠償法上の違法性を

いふことができない。

(一) 証拠にその事実を検討するに、従軍慰安婦制度は、徹底した女性差別、民族差別であり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであって、憲法一三条の認める根幹的価値にかかわる基本的人権の侵害であったと認められるが、そのことのみを以て憲法制定前の出来事につき、直ちに憲法による現在の義務としての賠償立法の義務を導き出すことはできない。

しかし、一般に、法の解釈原

理として、あるものは条項として先行法益侵害に基いてその後の保護義務を法益侵害者に課すべきことが許容されており、法理に基いて、帝國日本と同一性質の国家である国は、従軍慰安婦とされた女性に対し、より以上の被害の増大をもたらさないう措置、保証すべき法的作務があったのに、多年にわたって慰安婦を放置し、その苦

みを倍加させて新たな侵害を行なった。

そして、平成五年(一九九三)八月、内閣官房内閣外政審議室の調査報告書が提出され、当時の河野洋平内閣官房長官の談話も発表された。これにより、作務義務は、憲法上の賠償立法義務として明確となったが、合理的立法期間として認められる三年を経過しても国会議員は立法をしないから、国は、立法不作为による国家賠償責任を本件では負うべきではない。

証拠により事実を検討すると、挺身隊原告らが結果的にたまたま、いまだ幼少して過酷な条件下で勤労動員され種々の辛酸をなめたことが認められるが、慰安婦原告らの被った被害と比べると、その性質と程度に相違がある。決して挺身隊原告らの被害を軽視するものではないが、同原告らの被害は、これを放置することが憲法上照視し得ない重大な人権侵害をもちたらしめているとまでは認められない。

4 「挺身勤労契約」の債務不履行による損害賠償請求について(略)

5 不法行為による国家賠償責任について

憲法が原告らという侵略戦争と植民地支配の被害者に対する直接の謝罪と賠償を内容とする立法義務を国に課していることを認められない以上、立法案を作成したりそのための事実調査をしたりする憲法上の義務はないから、政府高官の行為に違法はない。また、永野元法務大臣の発言は、従軍慰安婦についての歴史的、制度的認識と評価であって、それが誤っているとしても、慰安婦原告らを指してなされた発言ではないから、原告らの名譽を侵害するものではない。

11998年4月28日付  
読売新聞より

# 四・二七判決ドキュメント

松岡澄子

## 傍聴に長蛇の列

四月二十七日 ついにこの日がやってきた。「勝つ」と期待している原告達を乗せて、三九人の支援者と共に八台の車が福岡から下関へ向かった。原告達の「勝訴」への期待を心理的重圧と感じながら。約百人の報道陣に迎えられた。

四八席の傍聴券を求めて抽選の列に並んだのは二〇四人。

午後一時半開廷。人生における重大事を、五年余り闘ってきた裁判の総決算を自分の目で見、耳で確かめようと七人の原告が原告席の前列、二列に陣取っている。補佐人として光州遺族会の李金珠会長、朴頭理ハルモニが生活する「ナムムの家」の呉貞子幹事、通訳の朴海淑さんが原告達と思いを同じくして三列に座る。判決に立ち会うのは山崎、山本、李弁護士の人三人と被告側はいつもより少ない七名である。

## 判決言い渡し「一部認容」

最初に四月一日付けで移動になった森實、上寺両裁判官と近下裁判長の合議の下で裁判文を書いたことが説明された。

裁判長が主文一を朗読した後、朴さんが原告達に韓国語に通訳した。すかさず耳が遠い朴頭理さんが「聞こえない」と言ったので通訳の席を朴頭理さんの前に移動する。主文二と三の言い渡しが終わわり、原告達に判決文の入った大きな封筒が配布された。「えっ、これ、一部認容？」と私は正直半信半疑だった。(この時点で傍聴席から一人が駆け下り外で待つ約百人に旗出しが行われた。)

法廷内では判決要旨が通訳を介して朗読されたが、原告達が時々不満げな声を上げる。裁判長が「今日は私が話す時なので静かにするように」と注意する場面が再々あった。

通訳の朴海淑さんによればハルモニは、

聞こえないだけでなくわからないということだった。「堅く難解な判決文をそのまま訳せばわからないし、わかるように話せば不満が噴出して騒然となるだろうし、苦勞した」と後で語ってくれた。

## 原告達の激しい抗議

約三十分で判決言い渡しを終了してから、外で待つ支援者に「一部認容」の内容を説明している時に、裁判官が退廷した法廷内では原告達が今まで押さえられていた感情が爆発して、抗議が渦巻いた。「元慰安婦原告らの被害に比べ、重大な人権侵害をもたらしている」とまでは認められない」として請求を棄却された元女子勤労挺身隊の原告、梁錦徳さんは「判決文」を力いっぱい机に叩きつけ「日本は泥棒だ。私が働いた給料を払ってくれ、責任がないとは何ですか」と地団駄踏んで泣き崩れた。裁判所の玄関を出てからも「仕事をした給料を下さいと言っているだけなのにそれがダメとはどういうことですか。法に従って強制労働させたのに、法がなくて金が払えないというのはおかしい」と泣き叫び、座り込んで体全体で怒りを表わした。十三歳の時、富山の不二越で挺身隊として働かされた朴S。



泣き崩れる梁錦徳さん

さんは「企業が韓国に帰った後で連絡するという約束を五十年信じて待っていたのに、何の連絡もない。それなのに、この判決は何ですか。馬鹿にしている」と日本語で泣きながら裁判所構内にいる二百人の日本人に訴え続ける姿に誰もが心痛む思いであつたであろう。

三十万円という金額に耳を疑った元「慰安婦」の朴頭理さんは「判決を聞いていた時は難しくて良くわからなかつたけど、だんだん怒りが湧いてきて悔しい気持ちでいっぱい。国が謝罪するまで死ねないから三千年生きるかもしれない」と皮肉を込めて怒りをあらわにした。

## \*\* 「法廷つらばなし」朴頭理さん

この前は色々聞いたのに（意見陳述と本人尋問のこと）今度は何も聞かないし、しゃべれば静かにしろと怒られるしと憤満やる方ない。判決が終わって「一番悪いのは裁判長だ」とコズク積もりだったが既に退廷し姿なし。あんな内容に対して自分は学校に行つてないからよくわからないけど、弁護士は学校も行つていっぱい勉強しているのに、何故裁判長に文句を言わなかつたのかと残念至極。裁判長に対する怒りが弁護士に向けられたようで、身代わりの弁護士はいい迷惑。\*

李順徳さんも「八年間女として人間以下の犬のような扱いをされた。三十万円とは冗談じゃない。言葉では語れない、ひどい目にあつた。今は目が見えなくなり、一人で生活できない。ちゃんと謝罪と賠償をしてほしい」と訴える。

「立法不作為による国家賠償責任」として元「慰安婦」原告一人につき三十万円の慰謝料支払い義務が認められたものの、原告達は全員、判決内容に不満、失望、怒りを抱いている。裁判所構内で「今日の判決に我々は満足しないぞ」「我々は勝利するまで闘うぞ」とシユプレヒコールをして報

告集会の会場に向かった。

## 報告集会

判決文朗読後、一時間が経過していた。いつもの下関バプテスト教会に場所を移しての報告集会が始まった。二十回の口頭弁論後、いつも行ってきた集会だが、最後となる。この会場に大勢の報道陣が加わって満員御礼である。

弁護士が「判決理由」を検討している間に七人の原告から改めて判決に対する感想等を述べてもらった。判決直後の興奮はやや冷め、冷静に次のように語った。「勝つと思つて期待していたのに残念。自分が働いた分は当たり前としてもらつて帰りたい」と正直な感想。「挺身隊として働いたお金を原告本人が生きている間にもらうべきものだと思う。そのためにこれからも努力したい。」「謝罪してもらわなければ死ねない。闘いは死ぬまで続けていかなければならない。」「と意思表示。「私たちはあんなに苦労したのに、こんな裁判がどこにあるか。悔しくて家に帰りたくない。ここで死んでいきたい。」という簡単には癒されない傷の深さを窺わせる。恨が胸を突く。

## 弁護士判決に対する評価

始めに李博盛弁護士は「実質『全面敗訴』被害事実を認めながらそれに対する救済命令を下さなかったという残念な判決だった。原告が高齢であることを考えれば、立法によって救済するとしても時間がかかりすぎる。なぜ、謝罪と賠償を認めなかったか。人権蹂躪の程度は慰安婦も挺身隊も同じ。比較するのはおかしい。」と批判した。

続いて山本晴太弁護士は「従軍慰安婦制度を女性差別、民族差別と認定し、基本的人権の侵害としたことは評価すべき。立法不作為による賠償を認めたのは意外ですらある。裁判所が国に対して『法律を作って補償しなさい』と命じているのに等しく、日本政府に突きつけたと判決と言える。国は全面敗訴と受け止めているだろう。」と高く評価できる点を説明した。

**関釜裁判を支援する会、声明文を発表**  
弁護士への質問や韓国から傍聴にかけた支援者等の発言のあと、今年九月に判決が予定されている、「フィリピン人元慰安婦裁判を支援する会」の柴崎温子さんと関釜裁判と同じ「東京麻糸紡績沼津工場朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟を支援する会」の



報告集会の様子

小池善之さんがこの判決内容を継承し、課題を担っていくと考えを述べた。

最後に関釜裁判を支援する会の声明文を朗読し原告達の判決に対する不満や怒りを共有し原告らと共に控訴して闘い続けることを表明して報告集会は終わった。

## いやしの温泉へ

海を渡って下関裁判所へ通い続けた原告達に「一審判決」という一つの区切りに温泉につかって疲れをいやしてもらおうと“温泉宿泊”を計画した。裁判所から車で小一時間の菊川温泉で“恨”は洗い流せなかつただろうが、ぬるつとした温泉の湯が今日の判決で冷え切った心と疲れた身体を少しは温め、いやしてくれたであろうか。チャンゴのリズムをテーブルで叩きながら、歌い、踊る梁錦徳さんに裁判所での姿がオーバードラップし、あの悲鳴にも似た叫び声が耳から離れなかつた。一九九八年四月二十七日の長い一日が終わった。

## 五月一日、挺身隊原告が控訴

全面的に請求棄却された元女子勤労挺身隊の七人の原告全員が判決に不服があるとして、五月一日の午後、山口地裁下関支部に控訴状を提出した。元「慰安婦」に関しては、被告国側の対応を見てから控訴の予定である。同時に控訴しないのは判決文を書いた三人の裁判官へ敬意を払うためとのこと。



## 第一審判決によせて

弁護士から裁判支援の依頼があつた当初から「勝てる裁判ではないけれど裁判すること自体に意味がある」と聞かされ、私もそう思い続けてきたので判決を聞いて正直なところ驚いたし、喜びもした。約五十件提訴された戦後補償裁判で一部とは言え、原告勝訴の第一号で「立法不作為による国家賠償義務を認めた」点で司法判断の扉を開いた点では画期的だと評価は勿論高い。しかし、訴え出た原告一人一人にこの判決を戻してみると李弁護士と言う実質「全面敗訴」としか言えない。今回の法的評価すらも高齢で“もう待てない”状況に置かれているハルモニ達にとつてはまさに絵に描いた餅でしかないであろう。

報告集会で李金珠さんは「再び日本政府から叩かれるような胸の痛みと悲しみと憤慨でいっぱいです。この不当判決は守ろう人権、なくそう差別、世界恒久平和を唱える日本の恥です」と判決を非難した。更に韓国から傍聴の為に来られた二人の男性の発言を聞いて被害国の人と日本人との受けとめ方の温度差を感じた。

原告たちには難解な判決理由を十分理解してもらおうだけの時間的、精神的余裕がな

く、三十万円という数字だけが一人歩きしているくらいを否定できない。判決文の韓国語翻訳も含めて、時間をかけても理解してもらふ必要があると思つてゐる。

「立法不作為による賠償義務」の判決を楯に「真相究明を求める戦争被害調査会法」

の設定に弾みがつくと期待したい。原告たちの被害事実を原点到据え、立証できる調査が可能になるように厚い壁に穴をあけるよう全国ネットで運動を展開していかねばと痛感する。

最後に五年余の長きに亘り、物心両面でこの関釜裁判を支えて下さった全国の皆さんに感謝すると共に、広島高裁で争われる控訴審についても尚一層の御支援御協力をお願いする次第である。



泣きながら抗議する朴さん

あやまれ そして つぐなえ PART III

## 関釜裁判判決文 全文

原告側最終準備書面

た。です。し名文。すだ。さ。い。りわい。く。み。が伝さ。み。上。が。だ。別。込。来。い。く。料。申。出。想。み。送。お。が。い。読。く。て。子。熱。お。円。X。冊。の。お。ひ。1000。F。た。士。ひ。1000。F。し。護。せ。冊。一。録。弁。一。冊。を。収。録。し。た。冊。子。が。出。来。上。が。り。ま。し。た。を。裁。判。官。は。が。き、

## 関釜裁判余話

### 判決のあとわき

判決前日。燃える新緑ときらきら光る堀の水がまぶしい遊歩道を緋模様の仕事着の恵美子さんに案内されて花房宅に向かう。

「自然食精進料理」の名札の掛かる家。そこが、裁判の度に原告ハルモニたちの宿となる場所だ。大きな木のテーブルを囲んでお茶を飲んでおられる原告団。俊雄氏は、調理場で夕食の準備をしながらいろいろ相談や電話に應對しておられる。

やがて人海戦術の夕食の配膳。精進料理屋では使わない牛肉がいくつもの大きな皿に山と積まれ、いろいろなおかずが懐石料理のように並べられ、また一方で野菜が山と入れられた箸がおかれて、いよいよビールで乾杯となった。ハルモニにおかずをよそったり、ご飯をよそったりしながら、隣の人と話し合い、わいわいと結構楽しい夕食の時となった。

夕食が、一段落して、皆が順に自己紹介

をする。その中で「あしたは勝つ」とか「敗訴だったら控訴しよう」という言葉が皆の口から出されていくことに、しつかりした話し合いの跡を感じ、そして、私は「控訴」が確認されていることに安堵を感じていた。

「♪あくあくあの顔であの声で、手柄立てよと妻や子が、千切れるほどに振った旗。遠い雲間にまた浮かぶ」歌とおどりは止まることを知らない。「こういう歌は、韓国ではおおっぴらに歌うことはできないんですよ」と俊雄氏が言う。ずっと歌い続けるのは、自らが勤労挺身隊だったと家族にも話すことができない人。いまだ悪夢にうなされつづけている人。そしてそれは、どんな辛い体験でも紛れもない自分の青春であり自分の一部である証として表出したいと望む姿だった。勤労挺身隊の辛さもうして凌いで来たのだろうか。やがて、分散して床に就く。俊雄氏は、そのハルモニたちに明日の行動予定をいろいろな場面を想定して、きちんと説明する。

翌朝は快晴。自動車に分乗して山や海のみ美しく見える道を、幾つかのトンネルをくぐり吊り橋を渡って下関地裁に向かう。地裁では報道関係者百名以上が集まっている。

原告は並んで門から歩いてくるようマスクミから注文を受ける。傍聴者二百四名。座席は四十八名。

被告国側代理人六名。原告団十名と代理人三名。裁判長は顔をちらちらつと国側に向ける。原告の方は余り見ない。一体どうなるのだろうか。裁判長から、前の裁判長とも合意の判決であることが語られ、起立することもなく、主文の朗読が始まる。三人に：三十万円？？？？。あとは全部棄却！三分の一の費用負担と全部の負担？。

俊雄氏と示し合わせて六田さんが「一部認容」の垂れ幕をもって外に飛び出す。皆黙っている。裁判長が判決要旨を読み始める。逐一それが通訳される。朴頭理ハルモニが「難しくて意味がわからないよ」といつて抗議する。裁判長が「今日はわたしが話しをする日ですから、黙って聞くように」とおだやかにいい、さらに読み続く。「憲法」は駄目！立法不作為！？思わず後ろを振り向き俊雄氏に「立法不作為って言いましたよね」「うん、言った」氏の目は宙を見ている。私は小さいガッツポーズをしながら裁判長の方を振り向く。もつと聞く。えっ。

挺身隊は切り捨て?!、マスコミに報道された大臣の言葉が如何に被害各地の女性一人一人の胸を突き刺し、傷つけているか理解していない!と思う。

書記官が原告に一人ずつ判決文の入った封筒を渡す。裁判は、終わり、裁判官たちは退廷し、傍聴者もそくそくと外に出ていったころ、梁錦徳さんがたまたま叫びはじめ。「悔しい!待ってると言ったから五十年間待っていたのじゃないか。私は自分が働いたお金を受け取りにきたのに、この判決はなんですか。これじゃ帰れない。死んでもここを動かさない」判決文を払い投げ、机を叩き、叫び、椅子に身を投げ、手足をばたばたさせ、また机を叩く。しかしそこには廷吏と記者たちしかいない。皆が待っているに違いない。弁護士が促し、やっと廊下に出て涙を拭う梁さんを放っておけなかった。側によつて抱きしめる。手を取つて階段を降りる時も立ち並ぶ職員に向かつて日本はこれでいいのかと訴え続けた。外は大勢のフラッシュが待ち構えていた。悔しさは一人となり、地面に足を投げ出し、体を折り曲げ、裁判は不当だと全身で訴えた。私は側も寄ることも立ち去る

こともできず、どうしようもない日本人の姿そのままにただ立っているだけだった。シユプレヒコールが始まった。

木造のキリスト教会館で行われた報告集会も、参加者と報道陣が一杯だった。そこでも、梁さんは涙を押さえることはできなかった。皆、闘うしかないと控訴を口にした。弁護団は「原告ご本人にとつては敗訴だが、国側も全面敗訴の空気だと思つ」と話す。

この日の宿、菊川旅館。夜食の時も梁さんはビールをあおつた。部屋で交流した時も、勤労挺身隊の写真集を指さし、訴え続けた。やがて仲間にまじつて歌つて踊りはじめ。歌と踊りと無念の思い。浴衣の背中に衣類を詰めて、おどけておどけて踊る。女子勤労挺身隊たちの青春のうた。日本軍歌。晴れない憂さを晴らさねばならぬ。みんな手拍子や拍手でそれに答える。

翌日、福岡空港のトイレ。誰も見ていない所でまた何人が歌い、踊つた。日本で歌える青春のうた。私も一緒になつて踊つた。

いよいよお別れの時、ソウルに帰る人。釜山に帰る人。恵美子さんは涙ぐんでいる。

六年間ハルモニたちを受け入れ、裁判のお世話をしてきた支援する会のご苦労とハルモニたちとの絆を思う。七十九歳の李順徳ハルモニは、白内障で目がよく見えず杖と人を頼りに移動する。何回も何回も限りないほど何回も皆、手を振る。黙して帰り行く姿にも、歌い続けた姿にも原告のその思いは滲み出ていた。

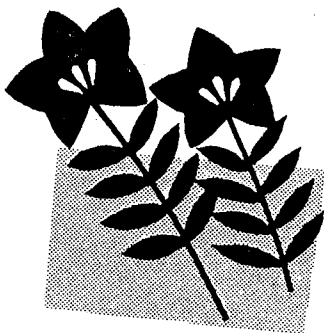
フィリピン人元「従軍慰安婦」を

支援する会

ききょう(トラジ)の会

柴崎温子

会の皆さま。フィリピン「従軍慰安婦」裁判への署名のアピールのためにご配慮くださり、ありがとうございます。フィリピン裁判でも、いい結果が出され、応えることができるようアピールを続けていきます。



## 原告滞在記

「一部認容」

六田君がこの垂れ幕を持って飛び出してきた時は我が目を疑った。直前まで「請求棄却」を予想して抗議集会の準備をしていたので思考が停止し、「立法不作為による国家賠償責任」と聞き、嬉し涙があふれた。喜びもつかの間、梁錦徳さんの号泣が聞こえ、身体が震えた。

報告集会が終わって夕方6時過ぎ、菊川温泉のホテルに着いて、宴会場で二十三人で夕食をとったが、ハルモニたちは疲れと悔しさでお通夜みたいだった。

当初の予定では「残念会」を派手にやろうとカラオケも用意してあったのに、疲れて口を聞くのも大儀なようで、三々五々温泉につかって、横になって、夜十時近くになつてやっと元気ができて交流会をした。泣いて暴れた梁錦徳さんの立ち直りが一番早く、「歌わないと帰さぬ」と脅迫しながら、腰をくねらせて踊っていた。

翌日(二十八日)福岡空港へ向かう地下鉄で梁錦徳さんは韓国からきた旅行者に「下関で泣いていたハルモニでしょう」と話しかけられ青くなった。韓国で全国放送されたそうだ。

私の五感に残る彼女たちの置き土産は、久しぶりに会って私を抱きしめた朴頭理さんの思いがけない程の力強さ、寄り添ってきた李順徳さんの体の柔らかさ、梁錦徳さんの豪快な泣き声、いつもは冷静な朴S.Oさんのほほえることなく泣くその顔の美しさ、飄々としている柳Tさんの底ぬけの優しさ、朴S.Oさんと李Y.Oさんの張りのある歌声、李金珠さんのおだやかで複雑な笑顔、そして毅然として法廷に入っていた皆の後姿……。テレビに映りながらに逃げ回っていた朴S.Oさんと李Y.Oさんを激しくなじっていた朴頭理さんの厳しい横顔……。

原告たちとつき合った三日間で考えさせられたのは、五年余りの裁判の中で彼女たちが獲得したものについてだった。表現力が乏しくて言い尽くせないが彼女たち自身、自尊心の回復であり、原告同志の連帯であり、又対決の芽であると思う。今後も

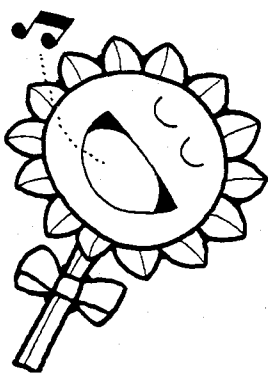
その対決を通して元女子勤労挺身隊の人たちは自己の意識変革を迫られるであろうし、私たちもその過程を共有したいと思う。

判決文を読んで、原告側代理人とガツブリ四つに組んだ裁判官たちの気迫を感じた。生命を削り訴えた被害者ハルモニたちと被害国の支援者の運動とキチンとした解決を迫る被害国政府、その動きに触発された日本の世論が下関の裁判官にこの判決文を書く勇気を与えたと思う。「自由主義史観」の連中の主張は司法府の良心によって粉砕された。

にもかかわらず、原告たちの、とりわけ女子勤労挺身隊の原告たちの怒り、悔しさ、失望との落差に言葉を失う。

彼女たち<sup>が</sup>生きていく間に勝利を心から祝いたいものだ!

(花房恵美子)



# 国の怠慢が厳しく裁かれた

「閔釜裁判」で元従軍慰安婦への国家賠償を命じた山口地裁下関支部の判決は、日本の戦後補償の在り方に厳しい反省を促すとともに、この問題の解決への国の責任を明確にした画期的な判決と言えよう。

## 社説



判決は、原告側が主張した「立法不作為による国家賠償責任」を認め、元慰安婦三人に慰謝料の支払を国に命じたものだ。

「立法不作為」とは聞きなれない言葉だが、要するに日本国憲法の根幹的価値にかかわる基本的人権の侵害をもたらししている場合には、立法によって人権侵害から保護・救済す

る義務があるといふものだ。

この観点に立つて判決は、従軍慰安婦制度は徹底した女性差別、民族差別であり、女性の人格の尊厳を根底から侵したと断罪。国には、これらの女性にさらなる被害の増大をもたさないよう保証すべき「法的作為義務」があったのに、多年にわたって放置し、苦しみを倍加させて新たな侵害を行ったと指摘した。

その上で、九三年八月、政府が慰安婦の「募集」などが強制的だったことを認める調査結果を発表したこと、「賠償立法義務」が明確となつたにもかかわらず、立法をしなかつたと厳しく裁いたのである。

### 憲法踏まえたと画期的判決

個人への戦後補償を初めて認めた今回判決の持つ意義は重い。

外国籍の人が起こした戦後補償裁判は四十九件に上るが、これまでの判決は被害や差別の実態を理解を示

すものはあったが、請求はいずれも退けられた。

その点、憲法を正面から踏まえて国家賠償責任に踏み込んだ判決は、立法によって個人レベルの戦後補償問題の解決を迫ったものとして評価に値する。

政府は、国家間の賠償は決着済みとの立場をとってきたが、個人への補償については「請求権そのものを消滅させたものではない」としている。九二年一月に訪韓した宮沢喜一元首相は「日本国内で訴訟が継続中であり、その行方を見守っている」と述べ、司法の判断にゆだねるとの立場を示した。

そつした経緯を踏まえ、国会と政府は判決を真摯に受け止め、元従軍慰安婦をはじめとする戦後補償問題に終止符を打つべく何らかの立法措置を検討する時期にきているのではないか。

村山内閣のときに差出した民間基金による「女性のためのアジア平和国民基金」が、韓国をはじめどの元従軍慰安婦や世論から拒絶されてい

る現実も直視する必要がある。

政府には、ひとたび個人補償を認めれば、同様の請求が際限なく広がる懸念がある。しかしながら、戦後補償を財政の問題としてのみとらえてはなるまい。

いま、私たちに求められているのは、日本の近・現代史に向き合うことである。そのためには、戦争被害の調査を徹底し、被害者に対する補償と謝罪を誠意をもって行うことが避けては通れない。そして、次の世代を担う若者や子どもたちが正しい歴史認識を身につけるための教育が欠かせない。

それが戦後補償請求訴訟を起している原告やアジアの人々が心底から求めている点であろう。

その意味で、戦後補償の実現は過去の清算であると同時に、未来を切り開くものでもあると言えろ。国はそのような視点に立つて、戦後補償問題の根本的な解決へ向けての決断が求められよう。

1998年4月28日付  
西日本新聞

## 立法運動に大きな追い風

花房俊雄

◆始めに

四月二七日の判決で、政府の「慰安婦」被害者への立法を促す判決ができたことは、立法運動に画期的な地平を切り開きました。四月二八日の朝日新聞は各党の反応を報じています。

社民党の伊藤茂幹事長は「国の責任をはつきりさせて対応を真剣に考えねばならない。もう一度真剣に考える価値のある判決だ。」と述べ、「慰安婦」問題の見直しに言及しています。民主党の田中甲議員は「立法院として過去の戦争への経過、戦中・戦後の補償に関わる一連の真相究明を行わねばならない。超党派の議連をつくって真相究明法案を国会に提出したい」と、議員立法を進める考えを示しました。平和・改革の草川昭三国会対策委員長は「地裁判決とはいえ、初の判断であり、重く受け止めるべきだ」日韓議員連盟に戦後処理委員会を作って真つ正面から検討すべきだ」と語っています。共産党は「国の責任で十分な補償をすべきだと主張してきただけに画期的

判決だと思う」と評価しています。立法運動に大きな弾みがついたといえましょう。これまでの福岡における立法化運動を振り返りながら、今後の展望を探ってみます。

◆地方議会への請願

去る三月九日、大学の先生や各界の有識者の方々一七名の請願者により、福岡県議会に「戦争被害調査会の設置を政府に求める議会決議」の請願書が提出されました。約三万名の署名も同時に提出し、その後請願者の一人、郡島恒昭さん（非戦仏教徒の会代表）が記者会見し、テレビ・新聞に報道されました。一方で福岡県下の九七市町村議会に同趣旨の請願書や陳情を送付しました。

県議会では三月二〇日総務委員会で審議され、残念ながら採択には至らず継続審議になりました。この請願には、社会民主党、公明、共産党の三会派が紹介議員になりました。総務委員会での審議では社会民主党の藤田一枝議員が「アジアとの友好と交流の窓口にならんとしている福岡県で、政府に要請を行うことが大切です。」と、請願の採択を強く訴えました。続いて共産党議員も採択を求める発言をしました。だが県

議会の七割を占める保守会派の自由民主党、農政連県民クラブが「時期尚早である」として採択に反対したため、継続審議扱いになりました。大勢順応的な福岡県政の体質がもたらした結果です。今回の請願に熱心な社会民主党は保守会派に「真相究明は非常に大事だから福岡県で決議して全国に呼びかけていこうではないか」と説得を続けてくれています。わたしたちも引き続き県議会への署名に取り組んで行きます。

福岡市議会でも三月一九日に委員会で審議され、継続審議になりました。一方、田川郡方城町では「町議会で採択するから、政府宛意見書の原案を送ってほしい」との連絡があり、三月一六日の町議会でも採択されました。田主丸町議会では委員会に、支援する会の松岡代表が出席し三〇分にわたって趣旨説明と質疑応答があり、今後の審議が期待されます。北九州市議会では請願者である九州国際大学の中野助教授が五分間の趣旨説明を行い、自民党議員が賛成発言をする予想外の事態が起きしましたが、惜しくも全会派の賛成とはならず継続審議になりました。

このほか一市三町議会でも議員への回覧扱いや保留の連絡があり、多くは五、六月の議会で審議されます。（五月一日現在）地

方議会での陳情書の審議にも、今回の判決は大きな影響を与えるでしょう。

◆請願に向けての取り組み

県下の市民団体、生協、部落解放同盟、キリスト教会、そして労働組合への署名要請が昨年未だから始まりました。労働組合には、国労闘争団に水先案内人になっていただき、北九州市、筑豊（朝鮮からの強制連行が多かった炭鉱地帯）等をくまなく要請して廻りました。

いまだ戦間的な組合活動が息づいている所もあり、力強い反応に勇気づけられる出合いも経験しました。大手の自治労や教職員組合には何度も足を運び丁寧な会話を積み重ねて行きました。福岡県教職員組合は、わたしたちの集会への協力や、自ら証言集会を積み重ねて来たこともあり署名に取り組んでくれました。自治労県本部は女性部が集会に原告たちを招いて話を聞いたり、県職労が「国民基金」反対の活動を積み重ね、又わたしたちの5年間にわたる協力関係の継続があり、取り組みを決定してくれました。のみならず、旧総評系の「民主・リベラル会議」傘下の組合での取り組みも主導してくれました。「民主・リベラル会議」が夏の参議院選挙に戦後補償の解決を

政策に掲げている藤田一枝候補を押ししていることも幸いしました。わたしたちは各組合に出掛け、請願署名要請文と県議会宛と国会宛の署名、資料として県議会に出されようとした右派の請願書、出版労連作成の「教科書記述の削除を求める地方議会の動き」、ナナムの家・ハルモニ一同の「慰安婦」記述の削除に抗議する「日本の議会議員の皆様に」のメッセージを渡し、真相究明の必要性を訴えました。三カ月にもわたる要請行動が約三万の県議会宛署名と二万名余の国会宛署名として集まりました。こうした運動の集約と更なる拡大を目指して二月二二日、市民会議代表の西野瑠美子さん、地元の軍事史研究の山口大学教授・額縁厚さんをお招きし、「慰安婦」問題と新ガイドラインの双方から真相究明、歴史認識の確立の必要性を共有する集会をもちました。また、わたしたちの運動に連帯して、請願書提出の前に九州大学、福岡教育大学の教官たち二二名が「アジアの戦争被害の真相究明を訴える声明文」を発表し、請願書の資料として提出できました。

◆今後の課題と取り組み

いまだわたしたちの署名運動はいわゆる旧「革新系」の団体に訴える域を出ていま

せん。広範な市民たちいかに働きかけ世論を喚起して行くのか、それが今後の実践的な課題です。国会宛の署名は今後とも広げながら、地元出身の国会議員に託し、立法に取り組んでいただくよう働きかけていきたいと思えます。

五月一四日には衆議院会館で立法化に向け、国会議員、学者、弁護士、市民団体共催で院内フォーラムが開かれます。立法化に向けての具体的な歩みが始まります。

判決当日の原告たちと私たち支援者との判決の受け止め方を巡る落差は、私の心の中で大きなしこりになっています。この落差を埋める道は、「慰安婦」問題はもとより、強制連行（女子勤労挺身隊を含む）の真相究明と賠償に向けての立法解決に全力をもって取り組むことでしょう。判決はこの大きな課題に立ち向かう勇気を与えてくれました。

最後に昨年からの署名や、請願運動には多くの団体や個人の協力があつたことに感謝し、お礼を申しあげます。立法解決が実現するまで今一層のご協力と支援をお願い致します。

# 今年度の会費を納めてください。

判決という一大イベントを終えて財政も底をつきました。  
今後、広島高裁での裁判と立法化運動を支えるために、  
皆様の財政的ご協力をお願いいたします。

(事務作業上、全ての人に振込用紙を入れておりますが、既に会費、カ  
ンパをいただいている方には、申しわけありません。)

## 関釜裁判を支援する会・活動日誌(23)

1998年

- 2月22日 福岡で「慰安婦」問題等の真相究明を求める集会(約80名参加)
- 3月1日 署名整理
- 4日 熊本で立法化運動について花房が説明
- 6日 福岡教育大学、九州大学の22名の教官による真相究明を求める声明文を福岡市議会記者クラブで各記者に手渡した
- 9日 「戦争被害調査会の設置を政府に求める議会決議」の請願を行う旨の記者会見(於 福岡県庁記者クラブ 郡島さん)  
福岡県議会事務局に2万8千余の署名を添えて請願書を提出  
同時に県下97カ所の市町村議会に陳情書を発送
- 10日 第58回定例会
- 11日 福岡市議会に請願書提出(社会民主党、公明党、福岡ネットワーク、共産党の4会派が紹介議員に)
- 12日 山口地裁下関支部に団体署名150通、挺対協からの300回水曜デモで集めた742名の署名を提出。(花房、萩尾さん、小川さん)
- 14-15日 映画「ナナムの家II」上映、松岡講演
- 16日 田川郡方城町で陳情書が採択され、23日政府宛意見書を提出(調査会設置の意見書としては国内で初めて)
- 19日 福岡市議会に請願書は継続審議に  
判決を前にした原告たちへの取材に出発(朝日・毎日・読売・共同通信・テレビ山口の五社6人、山下さん)  
出発前に松岡・花房も参加して2時間余レクチャー。翌20日松岡も光州に出発、合流。22日帰国
- 20日 福岡県議会総務委員会で請願書が審議され、継続審議に  
追加署名1382名分を議会事務局に提出(合計29,741名分)
- 24日 那珂川町議会に陳情書継続審議に

- 4月5日 第59回定例会
- 8日 弁護士との打ち合わせ(松岡、森田、花房参加)
- 9日 田主丸町総務委員会に松岡出席し、主旨説明  
マスコミへのレクチャー(山本弁護士、松岡)
- 14日 北九州市の総務財政委員会で中野さん趣旨説明、継続審議に
- 15-17日 第5回アジア連帯会議(於 ソウル)に松岡・石井が参加
- 16-17日 釜山で原告に判決に向けて打ち合わせ(花房)
- 18日 福岡でマスコミへの追加レクチャー(松岡、花房)
- 20日 第60回定例会
- 26日 原告団来福岡(9名)
- 27日 関釜裁判判決
- 28日 ソウル、光州の原告帰国
- 29日 釜山の原告帰国
- 5月3日 憲法もろく市民の会、やまぐち総会で判決報告(花房)

明太(メダ)がっぶさく② (ヤ)  
ついに判決! 本当にここまで長かった。裁判所はワイドショーの取材かと思うようなマスコミの動きにたじろいだ。いづれこころい報道してくるといんだけど...「一部読者の文字を目標にした瞬間、涙がじわ、じわとこぼれ落ちた。次は広島高裁だ」

関釜裁判ニュース 24号  
1998年5月10日発行  
編集作業人 花房俊雄 井上由美  
佐京拓子 花房恵美子  
佐京剛志  
発行  
戦後責任を問う関釜裁判を支援する会  
代表 松岡澄子・入江清弘

---

会費 年間 3000円  
郵便振替 01740-0-47678  
口座名 関釜裁判を支援する会